



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次(*については県法規集登載事項)

○ 規則

- *80 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (管理整備課)

○ 人事委員会規則

- *31 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- *32 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

○ 公安委員会規則

- *15 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

- *16 質物の保管設備に関する基準の一部を改正する規則

○ 告示

- 1371 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)

- 1372 " ()

- 1373 生活保護法による指定医療機関の休止 (福祉保健総務課)

- 1374 生活保護法による医療機関の指定 ()

- 1375 " ()

- 1376 海南野上土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)

- 1377 保安林の指定 (森林整備課)

- 1378 林業種苗生産事業者講習会の実施 ()

- 1379 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)

- 1380 道路の区域変更 (道路保全課)

- 1381 新道路の供用開始等 ()

○ 監査公表

- 監査公表第28号

- 監査公表第29号

- 監査公表第30号

○ 正誤

- 平成18年11月6日付け和歌山県報第1807号和歌山県訓令第39号中

規 則

和歌山県規則第80号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1新宮港の部佐野第二号岸壁の項の後に次のように加える。

| | | | | |
|-------------|---|------|-------|-----|
| 佐野第三号 岸壁 | " | 11.0 | 220.0 | 2.0 |
|-------------|---|------|-------|-----|

附 則

この規則は、平成18年11月23日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第31号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月21日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、

ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 危機管理に係る緊急業務に関する情報連絡等のための当直勤務

第14条第4号イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第3号の改正規定は、平成18年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第32号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月21日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

平成18年11月21日(火曜日)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「第5項第1号及び第2号」を「第5項第1号から第3号まで」に改め、同項第4号中「第5項第3号から第7号」を「第5項第4号から第8号」に改め、同項第5号中「第5項第8号」を「第5項第9号」に改め、同条第5項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の後に次の1号を加える。

(3) 危機管理室、総合防災課又は消防保安課における危機

管理に係る緊急業務に関する情報連絡等のための当直勤務

附 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月21日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年和歌山県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改める。

第1条及び第5条中「第20条」を「第23条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第16号

質物の保管設備に関する基準の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月21日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

質物の保管設備に関する基準の一部を改正する規則

質物の保管設備に関する基準（平成4年和歌山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

質物保管設備の基準に関する規則

第5条第2項中「」第109条第1項に定める甲種防火戸又は乙種防火戸」を「。以下「政令」という。」第109条に規定する防火設備であって、政令第109条の2に規定する遮炎性能に関する技術的基準に適合し、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1371号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年1月7日まで縦覧に供する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田昌計

1 申請年月日

平成18年11月7日

2 名称

特定非営利活動法人りとるの

3 代表者の氏名

土生晃之

4 主たる事務所の所在地

和歌山市中之島1809番地

5 定款に記載された目的

この法人は、難病患者・障害者に対して、働く場・交流の場を提供し、自立と社会参加を促進する援助に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与するとともに、人権の擁護及び平和の推進を図ることを目的とする。

和歌山県告示第1372号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年1月9日まで縦覧に供する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田昌計

1 申請年月日

平成18年11月9日

2 名称

特定非営利活動法人紀州の庶民文華を伝える会

3 代表者の氏名

柏原卓

4 主たる事務所の所在地

和歌山市栄谷930番地 和歌山大学教育学部人-401柏原卓研究室

5 定款に記載された目的

和歌山県報 第1812号

平成18年11月21日(火曜日)

この法人は、和歌山県内の各市町村で生まれ、現在も県内に居住するおおむね65歳以上の方から、幼少時期における普段の生活の中で体験した風俗習慣を庶民文華としてとらえ、それらを調査し、記録し、保存し、伝承してきた庶民文華を後世に伝えるために放送や新聞やインターネットで情報を発信する事業を行い、和歌山県民に対して、郷土の文化に幅広い知識を得ることに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から休止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
|-------------|------|------------|----------------|
| 田薬 19-13 | 広栄薬局 | 田辺市新万22-22 | 平成 18.11.20 |

和歌山県告示第1374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|-----------------------|--------------------|---------------|
| 田薬 40-18 | 薬局スーパー ドラ ッグキリン万呂店 | 田辺市下万呂字裏代41 8番地 | 平成 18.11.1 |

和歌山県告示第1375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|--------------------|----------------------|---------------|
| 西薬 21-18 | 紀南ヘルシーデポ 薬局上富田店 | 西牟婁郡上富田町岩田 1774-1 | 平成 18.11.1 |

和歌山県告示第1376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、海南野上土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 就任した役員

| 職名 氏 名 | 住 所 |
|---------|-----------------|
| 理事 谷口勇 | 海南市野上中467番地 |
| 理事 田尻優 | 海南市野上中164番地の5 |
| 理事 山本惠康 | 海南市溝ノ口112番地 |
| 理事 田尻道夫 | 海南市野上中147番地の1 |
| 理事 武中保彦 | 海南市溝ノ口181番地 |
| 理事 上野賢一 | 海南市椋木185番地 |
| 理事 岡本真和 | 海南市別院93番地 |
| 理事 藪中實康 | 海南市野尻281番地 |
| 理事 橋本巖 | 海草郡紀美野町小畠71番地の1 |
| 理事 芝崎和好 | 海草郡紀美野町動木420番地 |
| 理事 田中武美 | 海南市下津野269番地 |
| 監事 藤山哲二 | 海南市野上中528番地 |
| 監事 岩橋靖之 | 海草郡紀美野町小畠138番地 |
| 監事 岡本公秀 | 海南市別院523番第1号地 |

2 退任した役員

| 職名 氏 名 | 住 所 |
|---------|-----------------|
| 理事 谷口勇 | 海南市野上中467番地 |
| 理事 田尻優 | 海南市野上中164番地の5 |
| 理事 田尻道夫 | 海南市野上中147番地の1 |
| 理事 山本惠康 | 海南市溝ノ口112番地 |
| 理事 藤山哲二 | 海南市野上中528番地 |
| 理事 上野賢一 | 海南市椋木185番地 |
| 理事 中野達男 | 海南市別院378番地 |
| 理事 田伏喬 | 海南市野尻143番地の2 |
| 理事 芝崎和好 | 海草郡紀美野町動木420番地 |
| 理事 橋本巖 | 海草郡紀美野町小畠71番地の1 |
| 理事 田中武美 | 海南市下津野269番地 |
| 監事 藤田恒雄 | 海南市椋木162番地 |
| 監事 尾崎正夫 | 海南市溝ノ口12番地 |
| 監事 西佳節 | 海南市別院65番地 |

和歌山県告示第1377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 保安林の所在場所 田辺市秋津川字陰地2710から2721まで、2723から2727まで、2727の1から2727の3まで、2727の4（次の図に示す部分に限る。）、2727の5から2727の9まで、2727の10から2727の12まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2727の13から2727の15まで、

和歌山県報 第1812号

平成18年11月21日(火曜日)

2727の16から2727の20まで・2728・2728の1から2728の3まで・2729から2732まで・2734(以上14筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1378号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号)第3条の規定により公告する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 開催日時 平成19年2月9日(金)午前10時から午後5時まで

2 開催場所 西牟婁郡上富田町生馬1504-1 和歌山県農林水産総合技術センター林業試験場会議室

3 講習課目

(1) 種苗に関する法令

(2) 種苗の产地及び系統に関する事項

(3) 種苗の生産技術に関する事項

4 講習会受講の申込み

受講希望者は受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円を貼り付けて最寄りの各振興局産業振興部林務課(以下「林務課」という。)に1月25日(木)までに申し込むこと。(申込書の用紙は、林務課に用意している。)

5 その他

申込みの際、受講料以外に、講習に必要なテキスト料として2,520円を徴収する。

和歌山県告示第1379号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定について特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第108条第5項において

て準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区 | 区域 | 区分 |
|-----------|--------------------------------------|--|
| 堺2号棒受網加入区 | 堺区域 (南部町漁業協同組合の地区のうち、南部及び岩代を除く区域) | 棒受網漁業を主とする漁業 (平成10年9月29日和歌山県告示第1002号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうち堺区域(南部町漁業協同組合の地区のうち、南部及び岩代を除く区域)に係る棒受網漁業を主とする漁業) |

和歌山県告示第1380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 粉河加太線

| 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備考 |
|---------------------------|------|---------------|------------|----|
| 紀の川市猪垣8番1地先から同市猪垣43番1地先まで | 旧 | 8.40 9.90 | 150.00 | |
| 同上 | 新 | 9.20 18.70 | 150.00 | |

和歌山県告示第1381号

平成18年和歌山県告示第1380号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年11月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年11月21日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

監査公表

和歌山県監査公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成18年8月28日、29日及び30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年11月21日(火曜日)

平成18年11月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 門 三佐博
 和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|---------|------------|
| 知事公室 | 平成18年8月28日 |
| 総務部 | " |
| 企画部 | " |
| 環境生活部 | 平成18年8月30日 |
| 福祉保健部 | 平成18年8月28日 |
| 商工労働部 | 平成18年8月29日 |
| 農林水産部 | 平成18年8月30日 |
| 県土整備部 | 平成18年8月29日 |
| 出納室 | 平成18年8月30日 |
| 県議会 | " |
| 人事委員会 | " |
| 労働委員会 | " |
| 選挙管理委員会 | 平成18年8月28日 |
| 監査委員 | 平成18年8月30日 |
| 教育委員会 | 平成18年8月28日 |
| 公安委員会 | 平成18年8月29日 |

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

総務部

県税収入の確保については、組織的な徴収対策に取り組まれた結果、平成17年度末の収入未済額（個人県民税を除く。）は前年度に比べ約1億2,276万円減少している。県税徴収対策本部を設置し対策の強化を図った結果であると思われるが、税負担の公平の確保を図るためにも引き続き努力されたい。

また、個人県民税についても、前年度に比べ約6,557万円減少しているが、地方税法第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するなど、今後とも市町村と連携を深め収入の確保に努められたい。

(税務課)

環境生活部

橋本市の産業廃棄物不適正処理及び広川町の硫酸ピッチ不法投棄については、代執行を行い、平成16年度に関係者に対して費用の請求を行ったところであるが、平成17年度末における未収金は約11億2,185万円となっている。早期の回収は困難と思われるが、今後とも未納者の状況把握を充分に行い、適正な債権管理を行われたい。

(廃棄物対策課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末3,355万円となっており、前年度と比べると約478万円の増加となっている。

ここ数年は毎年増加傾向であるため、今後もより一層、各振興局健康福祉部と緊密な連携を行い、生活保護費の不正受給の未然防止に努めるとともに、徹底した償還指導を行うなど債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 児童福祉施設負担金の未収金については、平成17年度に約372万円の不納欠損処理を行うなどにより、平成17年度末現在約1,097万円となり、前年度に比べ約337万円の減少となっている。

今後とも、未収金の発生、増加の防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金については未納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度より約63万円の減となり未償還金の回収に努力されているが、平成17年度末現在でおおむね、約4,768万円の未償還金がある。

今後も引き続き未償還金の回収並びに新規の未償還金の発生防止に努めるとともに、貸付時における償還指導の徹底を一層図り、過年度分の未償還金については、電話・文書による督促、夜間・休日訪問及び未償還者の生活実態による分割償還指導や連帯保証人に督促を行うなど、未償還金の回収に努められたい。

(子ども未来課)

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、昨年度より約197万円減少し、平成17年度末現在で約1,679万円となっている。

今後、市町村における窓口指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるなどし、新たな発生を抑止するとともに、母子福祉指導員（償還指導員）の積極的な活用など、組織的に取り組まれ、児童扶養手当返還金の回収に努められたい。

(子ども未来課)

オ 児童福祉施設負担金の平成17年度決算における収入未済額は、約2,332万円であり、前年度に比べ約30万円増加している。

今後、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底をより一層図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど、債権管

和歌山県報 第1812号

平成18年11月21日(火曜日)

理に努められたい。

(障害福祉課)

カ 知的障害者福祉施設負担金については、収入未済額は、約293万円であり、前年度に比べ約5万2,000円減少し、徴収については努力されているが、今後、新規未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導を図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

キ 特別障害者手当等返還金については、新規の発生防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど、厳格な債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

商工労働部

中小企業振興資金貸付金については、債権回収の努力や不納欠損処理を行うなどにより、前年度に比較して、約5億1,843万円の減少となったが、平成17年度末現在における収入未済額は約110億6,428万円と多額である。

今後とも、これら延滞債権のうち、現在分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握するとともに、分割納入額の増額交渉を強化し、早期回収に向け努力されたい。

また、既に事業を廃止あるいは倒産、休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを実施しているが、なお一層、債権の早期回収を進めるなど、債権管理に努められたい。

(商工労働総務課)

農林水産部

ア 農業改良資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約875万円となり、前年度に比べ234万円減少しているが、依然として多額の未償還金となっている。

今後も、貸付金の保全の委託先である県信用農業協同組合連合会等と連携を図りながら償還指導に一層努められたい。

(経営支援課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約2,636万円となり、前年度に比べ約757万円増加している。

今後、新規未償還金の発生防止や適切な償還指導に努め、未収金の早期解消を図られたい。

(水産振興課)

県土整備部

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、年度末では、13件の約1,419万円が収入未済となっている

ため、今後も引き続き未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課、道路建設課)

イ 県土整備部で管理している平成16年度末の廃道敷地は32件であり、平成17年度で11件が処理されているので、平成17年度末における未処理件数は21件となっている。

廃道敷地については、今後、下げ地や現道復帰・資材置き場等有効利用計画などを検討しているところであるが、これらのほか、早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図るとともに、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

ウ 工事事務管理システムによる詳細な工程及び進行管理に取り組んでいるが、平成17年度上半期契約状況は目標率75%に対し、契約実績は64.7%で、前年度に比べ0.4ポイント上回るに留まり県土整備部の平均74.3%には及ばないため、引き続き努力されたい。

(道路保全課)

エ 県営住宅・特定公共賃貸住宅・駐車場を合わせた平成17年度末の収入未済額は、約2億4,700万円で、前年度に比べ約225万円増加している。過年度未収額が年々増加し収納率も年々下がっている。

未納者に対しては、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に基づき未収金の回収に努力されているところであるが、職員も計画的に訪問するなど、より一層の組織的な取組が必要である。

また、新規の未収金の発生防止を図るとともに、今後も引き続き、各地方振興局及び住宅供給公社(委託分)への指導を強化し、債権管理に努められたい。

(住宅環境課)

教育委員会

地域改善対策進学奨学金等の未収金額が平成17年度末で約4億7,984万円と、前年度に比較して約6,720万円増加している。

未納者に対し鋭意償還指導に努めているところであるが、今後も一層未納者の現状把握に努めるとともに、償還指導を行い、未収金の減少に努力されたい。

和歌山県報 第1812号

平成18年11月21日(火曜日)

また、今後発生する償還金についても、償還計画の指導により、債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

(2) 上記以外の機関について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成18年8月28日及び29日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年11月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|----------------------------------|-----------------|
| 公立大学法人和歌山県立医科大学 | 平成18年8月29日 |
| 高等教育機関コンソーシアム和歌山 社団法人和歌山県体育協会 | 平成18年8月28日 " |

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

公立大学法人和歌山県立医科大学

病院使用料等の未収金については、平成17年度末で約1億7,000万円となり、前年度に比べ約1,290万円の増加となっている。

今後、新規未納者の発生防止に留意するとともに、未納者の実態を十分把握の上、組織一丸となって未収金の整理に努力されたい。

(2) 上記以外の機関について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成18年8月1日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年11月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

| 監査対象事業会計 | 監査実施年月日 |
|---------------------|-----------|
| 和歌山県立こころの医療センター事業会計 | 平成18年8月1日 |
| 和歌山県工業用水道事業会計 | " |
| 和歌山県土地造成事業会計 | " |

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

医業収益の過年度未収金整理については、未収原因や納入状況に応じて、今年度も特別徴収が実施されているが、新たに作成された未収金対策マニュアルを活用し、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

イ 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、雑賀崎地区で1件12,402m²及び西浜地区で2件2,247m²の売却を行い、販売に努力されているが、依然、未処分地が約653,000m²残っている。

今後とも、関係諸機関との連携を密にし、より一層保有土地の早期処分について努力をされたい。

また、事業用借地権制度により、平成17年度に西浜地区で2件約5,800m²を新たに賃貸し、土地の有効活用に努めているところであるが、今後も売却までの間の有効活用についても努力されたい。

(2) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成18年11月6日付け和歌山県報第1807号和歌山県訓令第39号中

| ページ | 段 | 行目 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|--------|-------|
| 4 | 左 | 下から9 | の規定による | に規定する |
| | | 下から17 | の規定による | に規定する |